

特待生制度問題に関する言説分析

栗山靖弘（横浜国立大学大学院）

0. はじめに

2007年3月9日、西武球団が早稲田大学と東京ガスに所属するアマチュア選手2名に栄養費などの名目で計1300万円を支払っていたことが明らかとなった。その後、早稲田大学野球部（当時）に所属していた選手に、高校時代から指導者ぐるみで金銭授受が行われていたことが発覚した。これが日本学生野球憲章13条（(1)「選手または部員は、いかなる名義によるものであっても、他から選手または部員であることを理由として支給され又は貸与されるものと認められる学費、生活費その他の金品を受け取ることができない。」(2)「選手又は部員は、いかなる名義によるものであっても、職業野球団その他のものから、これらとの入団、雇傭その他の契約により、又はその締結を条件として契約金、若しくはこれに準ずるものの前渡し、その他の金品の支給、若しくは貸与を受け、又はその他の利益を受けることができない。」）に抵触するとして、日本高校野球連盟（以下、高野連）は4月9日から全国の加盟校すべてに対して実態調査を行い、多くの該当者・処分者（376校、7971人）を出す結果となったことから、特待生制度問題として全国の高等学校野球部にまで波及することとなった。

特待生制度問題については、連日マスメディアを通じて報道され、特待生制度への是非や高校野球のあり方に至るまで、さまざまな意見が飛び交った。そこで、それらマスメディア上に現れた特待生制度問題に関する言

説を整理し、分析を加えることが本報告の目的である。その際、『朝日新聞』、『毎日新聞』および『読売新聞』の記事内容について分析を行う。

1. 特待生制度問題に関する先行研究

今回の特待生制度問題は発覚後1年余が経過したばかりであり、論考や著作としてまとめられたものは少ないが、主にスポーツ社会学などの領域で考察が進められている（永石：2007、左近允：2007、森川：2007、石坂：2008など）。

中でも石坂は新聞の社説や特集記事から、今回の問題に関する論点を以下の3点にまとめている。

- (1) 高校野球、大学野球、プロ野球の制度的問題を指摘し、ドラフト制度改革を含めた根本的見直しが必要とするもの。
- (2) 今回の裏金問題の背景にあるビジネスとしての高校野球、スポーツ界の存在を告発するもの。
- (3) 学生野球憲章の第13条にあるような文言が既に時代遅れになっていることに高野連が意識的でなく、今回の一連の問題が高野連を始めとする旧態依然とした組織とその統制能力の欠如に原因があることを糾弾するもの。

（石坂：前掲）

さらに石坂は一連の報道における論点の中で(1)「特待生制度と学校教育の問題性」＝「学校システムとしての教育の問題」と、(2)「甲子園野球とは一体何かという歴史的・

社会的に形成されてきたコンテキストに基づいた論究」の2点が欠落していたことを指摘する(石坂：前掲)。

特に前者の問題に関しては、野球に限らず多くのスポーツ特待生が、高校や大学で学業を免除されたり、大目に見られたりしているという言説が数多く指摘されながらも、その部分に関する実態研究が遅々として進んでいないとし、その原因を、研究者自身が当事者として問題に取り込まれてしまっていることに求めている。この点に関しては左近允が大学スポーツにおける特待生制度の実態を論じているが、選手が特待生として認定される基準や事例となっている大学の部活動ごとの募集枠を提示するにとどまっている(左近允：前掲)。

2. 高校野球の社会的・歴史的文脈

高校野球(甲子園野球)は日本の野球やスポーツの解釈枠組みに大きな影響を与えていることが先行研究によって明らかにされている(清水：1998)。

周知の通り、スポーツによる特待生制度(学費免除や特定の団体からの金品の授受など)が禁止されているのは野球だけであるが、これは「すべてに正しく模範的な」高校野球という物語を強化するために高野連が設定したものである(清水：前掲)。このように、社会的・歴史的に生成されてきた文脈は他のスポーツも同様に有しているが、野球は長い歴史を有することに加え、甲子園大会が朝日新聞社と毎日新聞社が開催しているメディア・イベント的性格であることから、「国民的行事・スポーツ」として認識されていることに注意しなければならない。

3. 新聞報道の中の特待生問題

今回の分析では特待生問題発覚後の2007年4月から甲子園(全国高等学校野球選手権大会)が終了するまでの『朝日新聞』、『毎日新聞』および『読売新聞』の記事を分析の主な対象とした。中でも全国版の記事だけでなく、地方版の記事にも注目した。

記事の分析を進めていく中で(1)選手としての高校生の責任の無さを指摘するもの(全国版・地方版)、(2)特待生問題によって春季大会出場の代表校が変更になったことを報じるもの(地方版)があったことが確認された。

なお、石坂の指摘している、欠落した2つの論点に加えて、学校という制度の中に野球に限らず高校生のスポーツが部活動として取り込まれていることの問題性を指摘するものは見出されなかった。

<参考・引用文献>

- ・石坂友司(2008)「特待生制度問題にみる甲子園野球の神話作用に関する一考察」、『関東学園大学紀要 Liberal Arts』第16号
- ・左近允輝一(2007)「ジュニアスポーツ選手と大学進学—特待生問題を中心として—」、『体育の科学』vol.57 杏林書院
- ・清水論(1998)『甲子園野球のアルケオロジ—スポーツの「物語」・メディア・身体文化』新評論
- ・永石啓高(2007)「スポーツ特待生問題に関する一考察—日本学生野球憲章13条の解釈をめぐる法的問題」、『苫小牧駒澤大学紀要』第18号
- ・日本高等学校野球連盟 HP
<http://www.jhbf.or.jp/rule/charter/index.html>
- ・森川貞夫(2007)「特待生問題を考えるもう一つの視点」、『現代スポーツ評論』第17号 創文企画